南山大学公的研究費執行管理規程

（目　的）

第１条　この規程は、南山大学（以下「本学」という。）の建学の理念に基づき、本学教育職員および本学事務職員（以下「本学職員」という。）の研究活動について、科学研究費補助金を始めとする公的研究費（以下「公的研究費」という。）の不正使用防止に対する管理体制の強化を図るべく、その倫理的、社会的責任を全うするために制定し、適正な研究の推進および支援に資することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　本学職員の研究活動における公的研究費の執行管理にあたっては、別段の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

（最高管理責任者）

第３条　最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

②　最高管理責任者は、公的研究費の執行管理に関して、最終的な責任と権限を有する。

③　最高管理責任者は、この規程および関連する規則等を周知するとともに、公的研究費の使用および管理を適正に行うために必要な措置を講じる。

④　最高管理責任者は、不正防止に向けて様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

（統括管理責任者）

第４条　統括管理責任者を置き、副学長（研究推進担当・教育支援担当）をもって充てる。

②　統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の執行管理について、大学全体を統括する実質的な責任と権限を有する。

③　統括管理責任者は、不正防止計画等の具体策を策定・実施し、その状況を最高管理責任者に報告する。

（コンプライアンス推進責任者）

第５条　コンプライアンス推進責任者を置き、本学教育職員の研究活動に関しては、学部長、法務研究科長、教職センター長、外国語教育センター長、情報センター長、体育教育センター長、国際センター長、保健センター長および研究所総合委員会委員長をもって充てる。また、本学事務職員の研究活動に関しては、所属部長をもって充てる。

②　コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、学部等における公的研究費の執行管理について、次の実質的な責任と権限を有する。

１　学部等において、不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに統括管理責任者に定期的に報告する。

２　不正防止を図るため、学部等内の公的研究費の使用・管理に関わる全ての構成員に対して、研究推進課と協力して、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

３　学部等において、全学的な取組にあわせて定期的に啓発活動を実施する。

４　学部等において、構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタ

リングし、必要に応じて改善を指導する。

（発　注）

第６条　物品の発注を行うために発注部署を置き、物品の発注は原則として発注部署がこれを行う。

②　発注部署は、学生課、国際センター事務室、情報センター事務室、研究推進課、学事課および社会連携課が担当する。

③　発注部署に発注責任者を置き、学生課長、国際センター事務室長、情報センター事務室長、研究推進課長、学事課長および社会連携課長をもって充てる。発注責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐し、公的研究費の発注処理について、実質的な責任と権限を有する。

④　発注手続については、別に定める。

（事実確認）

第７条　旅費・謝金等研究費に係る事実確認を行うための事実確認部署を置く。

②　事実確認部署は、学生課、国際センター事務室、情報センター事務室、研究推進課、学事課および社会連携課が担当する。

③　事実確認部署に事実確認責任者を置き、学生課長、国際センター事務室長、情報センター事務室長、研究推進課長、学事課長および社会連携課長をもって充てる。事実確認責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐し、公的研究費の事実確認処理について、実質的な責任と権限を有する。

④　事実確認手続については、別に定める。

（検　収）

第８条　固定資産および物品の購入に際しては、購入に係る検査を適正に実施するため、納品時に検収を要するものとし、検収を行うために納品検収部署を置く。

②　納品検収部署は、補助金課が担当する。

③　納品検収部署に納品検収責任者を置き、補助金課長をもって充てる。

④　検収手続については、別に定める。

（執行確認）

第９条　公的研究費の発注、納品、検収等一連の執行手続のチェックをするために、執行確認部署を置く。

②　執行確認部署は、研究推進課が担当する。

③　執行確認部署に執行確認責任者を置き、研究推進課長をもって充てる。執行確認責任者は、統括管理責任者を補佐し、公的研究費の執行手続のチェック処理について、実質的な責任と権限を有する。

④　執行確認手続については、別に定める。

（不正防止計画の推進）

第10条　公的研究費の不正防止計画を推進するために、防止計画推進部署を置く。

②　防止計画推進部署は、研究推進課が担当する。

③　防止計画推進部署に防止計画推進責任者を置き、研究推進課長をもって充てる。防止計画推進責任者は、統括管理責任者を補佐し、不正防止計画の推進について、実質的な責任と権限を有する。

④　防止計画推進手続については、別に定める。

（監　査）

第11条　公的研究費を適正に管理するために、最高管理責任者の直轄する公的研究費監査部署（以下「監査部署」という。）を置く。

②　監査部署は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

１　総務・人事部長

２　総務課長

３　総務課第二係長

４　その他最高管理責任者が必要と認める者　若干名

③　監査部署に公的研究費監査責任者（以下「監査責任者」という。）を置き、総務・人事部長をもって充てる。監査責任者は、監査処理について、実質的な責任と権限を有する。

④　監査部署は、会計書類の形式的要件等財務情報に対するチェックを行うほか、機関全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているかのチェックを行う。

⑤　監査手続については、別に定める。

（機関内外からの相談受付および通報受付）

第12条　事務処理手続および競争的資金の使用に関するルール等について、機関内外から相談および通報を受け付けるために、機関内外からの相談受付部署および通報受付部署を置く。

②　機関内外からの相談受付部署は、研究推進課が担当する。また、機関内外からの通報受付部署は、学長室および通報者保護の観点から学外の第三者機関が担当する。

③　機関内外からの相談受付部署および通報受付部署に、それぞれ相談受付責任者および通報受付責任者を置き、相談受付責任者には研究推進課長を、通報受付責任者には学長室長および第三者機関の長をもって充てる。通報受付責任者は、最高管理責任者を補佐し、機関内外からの相談および通報受付処理について、実質的な責任と権限を有する。

④　機関内外からの相談および通報受付手続については、別に定める。

（調　査）

第13条　本学において行われる研究について不正行為が生じた場合は、最高管理責任者が南山大学研究不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を組織する。

②　調査委員会については、別に定める。

（規程の改正）

第14条　この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附　　則

この規程は、2007年11月１日から施行する。

附　　則

この規程の改正は、2015年4月１日から施行する。

附　　則

この規程の改正は、2016年4月１日から施行する。

附　　則

この規程の改正は、2017年4月１日から施行する。

附　　則

この規程の改正は、2020年4月１日から施行する。

附　　則

この規程の改正は、2021年4月１日から施行する。

附　　則

この規程の改正は、2022年4月１日から施行する。

附　　則

この規程の改正は、2025年4月１日から施行する。

附　　則

この規程の改正は、2026年4月１日から施行する。